

指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会 都市の自律性向上と地方創生の推進に向けた共同提言

近年、地方自治体を取り巻く状況は大きく変化しており、「人口減少・少子高齢化」、「東京一極集中」への対策が喫緊の課題となっている。

このような状況の中、地域の中心的な役割を担っている指定都市・中核市・施行時特例市は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生や一億総活躍社会の実現等に主体的に取り組んでおり、地域の更なる活性化や日本の社会・経済の発展のために果たす役割は、これまで以上に大きくなっている。

日本の総人口の約44%に当たる約5,600万人が居住する指定都市・中核市・施行時特例市が抱える特有の課題を解決し、自らの判断と責任に基づいた自律的な行財政運営を行うことができるよう、次のことを提言する。

1 地方創生の一層の推進

(1) 地方創生の推進においては、住民に最も身近な基礎自治体が地域の実情を踏まえ、地方版総合戦略を策定するとともに、自らの判断と責任により主体的に行財政運営を行い、課題を解決することを目指している。

地方版総合戦略の推進に向け、地方創生をけん引する役割を担う指定都市・中核市・施行時特例市が積極的に地方創生に取り組むことができるよう、平成28年度に創設された「地方創生推進交付金」については、対象事業分野の拡充や交付申請事業数の制限の緩和をはじめ、自由度が高く継続的なものとする等、地域の実情に応じた課題を解決するための施策の強力な推進に資するものとする。

(2) コンパクト化とネットワーク化による経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図るため、連携中枢都市圏構想の取組が進められているが、連携中枢都市及び連携市町村が圏域全体の持続的発展につながる連携の取組を一層推進できるよう、財政面も含めた支援を強化すること。

また、同構想の対象外とされている三大都市圏内に所在する都市においても、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等は切実な課題であり、各都市が課題解決に向け、近隣市町村と連携して取組を進め、圏域全体で活性化を図っていく必要があることを踏まえ、地域の実情に合わせた市町村間の連携が進むよう同構想の対象要件を緩和すること。

(3) 地方拠点強化税制の活用実績等に鑑みて、真に実効性のある制度とするため、適用対象の拡大や措置内容の充実により現行の支援制度を拡充する等、企業にとって活用しやすいものとする。また、対象地域について、三大都市圏の既成市街地等が対象外とされているが、当該地域についても優遇措置の対象にすると

ともに、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対しては、更なる優遇措置を講じること。

2 一億総活躍社会の実現

国は、一億総活躍社会の実現に向け、「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、新たな「三本の矢」である「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を実現していくとしている。

基礎自治体たる指定都市・中核市・施行時特例市は、地域経済の活性化に尽力し、また、子育て世代を最前線で支えている。国は、新・三本の矢を実現するため、基礎自治体が必要とする財源を国の責任において確保し、我々がその役割を全うできるよう、各種検討会議に指定都市・中核市・施行時特例市を積極的に参画させること等により各地域の実情の把握に努めるとともに、地方の声を聴き入れ、未来を見据えた国づくり・地域社会づくりに取り組むこと。

3 地方制度改革の一層の推進

(1) 指定都市・中核市・施行時特例市は、その規模や歴史・文化をはじめ、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい都市像の実現を目指した取組が行われている。

しかしながら、各都市が自らの判断と責任により、地域の実情に沿ったまちづくりを行うためには、事務・権限及び税源の移譲が未だ不十分であり、より一層の地方制度改革が必要である。

については、国と地方自治体の役割を改めて整理し、指定都市・中核市・施行時特例市が必要とする事務・権限及び税源の移譲を積極的に進めること。

また、都市制度については、道州制も視野に入れつつ、指定都市市長会が提案している「特別自治市」等、地域の特性に応じた多様な大都市制度を実現すること。

あわせて、平成 27 年 4 月に中核市指定人口要件が緩和され、事実上特例市と一本化されたが、今後地方分権を進めるにあたっては、都市区分による一律の議論のみによらず、地域の実情に応じて、「手挙げ方式」などの活用により、選択的に事務・権限等の移譲を受けられる制度を創設すること。

特に、中核市市長会及び全国施行時特例市市長会がかねてより求めている「県費負担教職員の人事権等移譲」については、「事務処理特例制度による対応」という整理ではなく、希望する中核市及び施行時特例市が地域の実情に応じて選択的に事務・権限の移譲を受けられるよう、抜本的な制度改革を行うこと。

(2) 現在、国においては、地方分権改革における「提案募集方式」による取組が進められているところであるが、指定都市・中核市・施行時特例市が持つ能力を最

大限に発揮できるよう、その発意による創意工夫の趣旨を十分に酌み取るとともに、提案対象を権限移譲と規制緩和に限定することなく、権限移譲に伴い必要となる税源移譲をはじめとした税財政制度についても対象とすること。

さらに、多くの都道府県で条例による事務処理特例制度により移譲がなされている権限に関する提案はもとより、現状における支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案は、移譲先となる地方自治体の意見を広く踏まえた上で、積極的に検討を行い、その実現を図ること。なお、新たな事務・権限の移譲に伴い必要となる財源についても確実に措置を講じること。

あわせて、大都市に関する特例等により、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限について、所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設するとともに、権限移譲を希望する中核市及び施行時特例市が移譲を受けられるよう積極的な検討を行うこと。

4 地方税財政制度の再構築

- (1) 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政力格差の是正については、地方法人税のような単なる地方間の税収の再配分ではなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。
- (3) 地方が必要とする一般財源総額については、歳出特別枠を実質的に堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。
なお、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (4) 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、消費税率 10%への引上げを平成 31 年 10 月まで延期することが打ち出されたが、延期にあたっては、子ども・子育て支援や医療、介護の充実等、社会保障施策の推進に影響が生じることのないよう、国の責任において必要な財源を確保すること。

5 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

- (1) 東日本大震災や熊本地震、北海道や岩手をはじめ全国各地に多大な被害をもた

らした今夏の台風・豪雨災害のような大規模災害・広域災害による被害は、直接的なものだけではなく、避難生活の長期化による心身の疲労を原因とする人的被害や、復興の遅れによる経済停滞など多方面に及び、復旧・復興に向けた取組は長期にわたるのが実態である。

国においては、被災者に最も身近な存在である指定都市・中核市・施行時特例市をはじめとした基礎自治体の意見を十分に踏まえるとともに、災害復旧・復興の取組に必要な財政措置を早急に講じること。

また、特に、指定都市市長会が長年にわたり、道府県からの権限移譲等を求めている災害対応法制の見直しについては、国民の安全・安心に大きく寄与することから、速やかに行うこと。

(2) 近年、学校施設の改修・整備に係る交付金が大幅に減少しており、基礎自治体が計画する事業の多くが採択されない状況にある。このような状況下では、基礎自治体は計画的な改修・整備に取り組みず、児童生徒の安全や教育環境の改善に重大な支障が生じることとなる。

さらに、学校施設は、児童生徒が学習・生活する場であるのみならず、災害発生時には住民の命を守る拠点となる場所であり、住民の安全・安心を守るためにも施設改修・整備に早急かつ着実に取り組む必要がある。

については、今回の熊本地震の際に、多くの小中学校が避難所として使用できなくなったこと等も踏まえ、学校施設の耐震化はもとより、老朽化対策や環境改善等を各基礎自治体が着実に進めることができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

6 三市長会との定期的な協議の場の設置

国に地方の声を届ける仕組みとして、いわゆる地方六団体については、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく国との協議の場をはじめ、様々な機会が設けられているが、指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会については、同様の仕組みが十分に確立されてはいない。

地域の実情を的確に国の施策等に反映するためには、地方自治体と国が丁寧に協議を行うことが求められ、地域の中枢を担う三市長会として、その必要性を認識している。

については、国と地方の協議の場への三市長会各会の代表者の参画等、三市長会との定期的な協議の場を早急に設けること。

平成 28 年 11 月 8 日
指定都市市長会
中核市市長会
全国施行時特例市市長会